

児童手当制度改正 Q & A

問1	<p>令和7年4月から就職します。 引き続き、保護者が生計費を負担する場合の提出書類は？</p>	<p>就職後も保護者（児童手当受給者）が生計費を負担する場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。</p> <p>引き続き、第3子以降の多子加算を算定する場合の対象者となります（支給額は発生しません）。 確認書提出後は、毎年6月の現況届提出時に状況を確認します。</p>
問2	<p>令和7年4月から就職します。 完全に独立し、保護者は生計費を負担しない場合の提出書類は？</p>	<p>就職後は、保護者が生計費の負担をすることがなく、完全に自立する場合は「児童手当額改定届」を提出してください。</p> <p>令和7年4月以降は、多子加算の算定対象外となります。</p>
問3	<p>令和7年4月に進学（大学・短大・専門学校等）します。 学費や生計費を保護者が負担する場合の提出書類は？</p>	<p>「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所は実際に生活する居住地の住所を記入してください（住民票と異なる場合）。 ・卒業予定年月（見込）は正確にご記入ください。 <p>引き続き、第3子以降の多子加算を算定する場合の対象者となります（支給額は発生しません）。 確認書提出後は、卒業予定年月の1か月前程度に確認書の提出依頼をし、状況を確認します。 ただし、卒業予定年月が22才到達後の最初の年度末と同じ場合は、確認不要となります。</p>
問4	<p>「生計費を負担する」とは、どのようなことか。</p>	<p>保護者の収入により、その子どもの日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。</p> <p>金銭、食料品や生活必需品の仕送りが想定されます。</p>

児童手当制度改正 Q & A

問5	入試日程等の関係により、進学先等が提出期限までに決定しない場合は？	<p>進路が未定の場合であっても、4月以降も保護者が生計費を負担する場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。※職業等の欄は「無職」を選択</p> <p>引き続き、第3子以降の多子加算を算定する場合の対象者となります（支給額は発生しません）。</p> <p>確認書提出後は、今年6月の現況届提出時に状況を確認します。</p> <p>そのときに進学先等が決まっている場合は、Q1～Q3を参考に提出してください。</p>
問6	別居しますが、引き続き生計費を負担します。確認書に記入する住所は？	<p>実際に居住する住所を記入して下さい。</p> <p><u>確認書提出時点で住所が決まっていない場合は</u>、現在の住所を記入した上で、余白に「R7.3月〇〇県〇〇市に転出予定等」と記入してください。</p>